

Ⅱ．事業活動温暖化対策

計画指針

計画書・報告書への記載事項、講ずべき措置、評価基準等

Ⅱ. 「事業活動温暖化対策計画指針」とは

計画書・報告書への記載事項、講ずべき措置、評価基準等

1. 「事業活動温暖化対策計画指針」の目的
2. 「事業活動温暖化対策計画書」と「実施状況等報告書」
3. 重点対策とは
4. 添付資料
5. 評価基準

指針の掲載場所 : 県HPトップページ > 暮らし・環境 > ゼロカーボン > 産業 > 長野県地球温暖化対策条例 計画書制度(様式等)



Ⅱ. 「事業活動温暖化対策計画指針」とは

1. 「事業活動温暖化対策計画指針」の目的

第1 目的

この指針は、長野県地球温暖化対策条例第12条の規定により、

- 1 事業者が提出しなければならない事業活動温暖化対策計画書(以下「**計画書**」という。)及び事業活動温暖化対策実施状況等報告書(以下「**報告書**」という。)に**記載する事項**
- 2 事業者がその事業活動において**講ずべき**温室効果ガスの排出の量の削減等のための**措置の内容**
- 3 条例第13条の規定により知事が**計画書及び報告書を評価する基準**

等を定めるものである。



Ⅱ. 「事業活動温暖化対策計画指針」とは

2. 「事業活動温暖化対策計画書」と「実施状況等報告書」

● 事業活動温暖化対策計画書（**計画書**）

計画書は様式1号に必要な事項を記載して様式2号を添えて7月末日までに提出する。

※令和5年度に限り、提出期限は10月末日に変更となります。

● 実施状況等報告書（**報告書**）

報告書は前年度ご提出いただいた様式1号に必要な事項を追記して様式3号を添えて7月末日までに提出する。

※様式1号は「事業活動温暖化対策計画書 兼 実施状況等報告書」

（条例第12条、指針第3及び第4）

Ⅱ. 「事業活動温暖化対策計画指針」とは

2. 「事業活動温暖化対策計画書」と「実施状況等報告書」

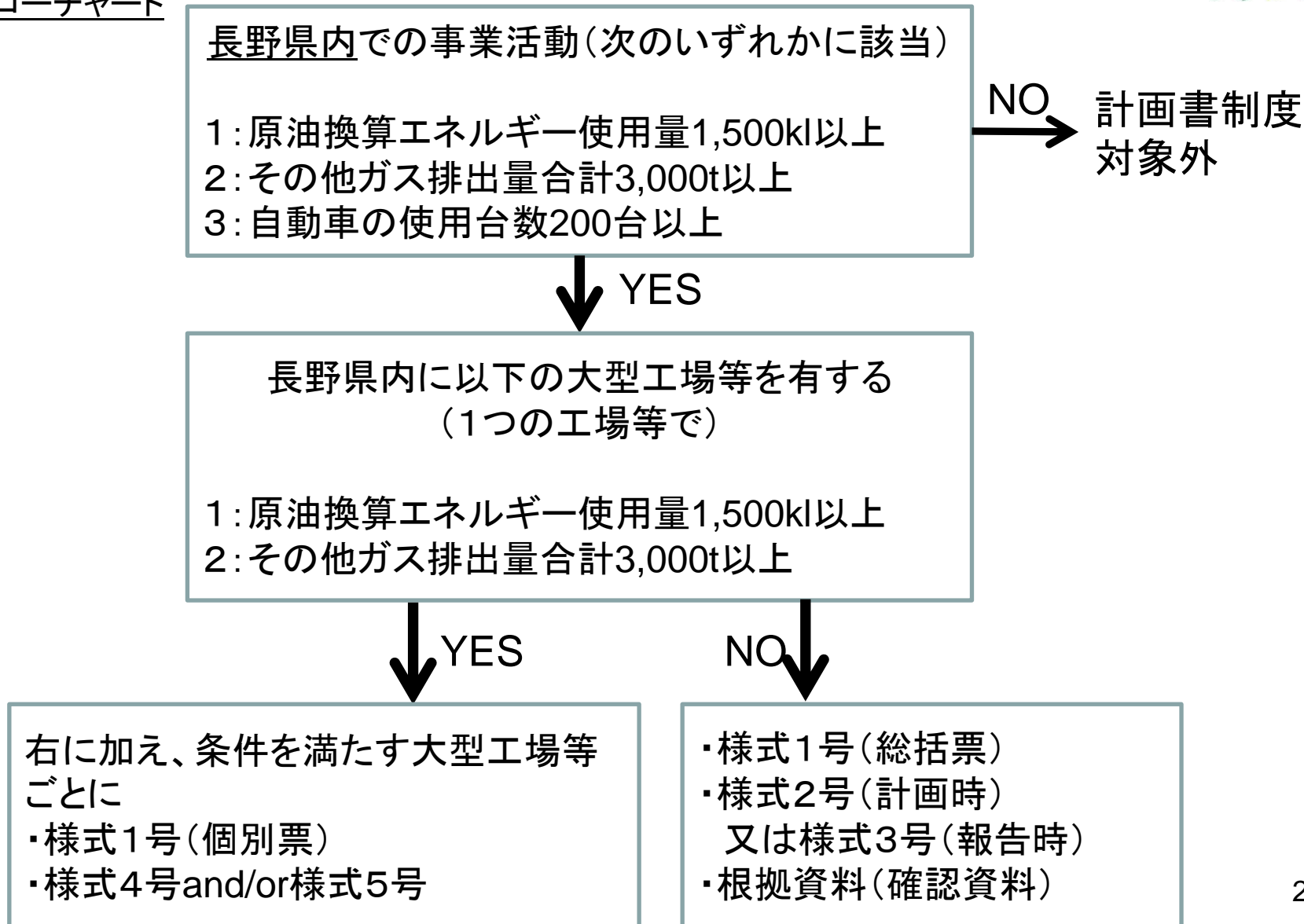
● 提出様式一覧

- ・ **様式1号(総括票)** : 事業活動温暖化対策計画書 兼 実施状況等報告書
- ・ **様式2号** : 事業活動温暖化対策計画書提出書
- ・ **様式3号** : 事業活動温暖化対策実施状況等報告書提出書
- ・ **様式1号(個別票)** : 事業活動温暖化対策計画書 兼 実施状況等報告書
- ・ **様式4号** : 管理実態
- ・ **様式5号** : 現状把握
- ・ **排出量計算シート** : 該当要件ごと 3種類の排出量計算シート



Ⅱ. 必要な提出書類

フローチャート





Ⅱ. 必要な提出書類

青枠内は該当の大型工場等のみ
工場等ごとに提出

エネルギーを
多く使う事業者
(1,500kl/年
以上)

総括票
(様式1号)

事業者とし
ての計画書

温室効果ガスを
多く出す事業者
(3,000 t -CO₂/年
以上)

複数の要件
に該当の場合、総括票
は共用

自動車を
多く使う事業者
(200台以上)

重点
対策

重点対策
確認資料
指針別表3

その他
資料

その他資料とは・・・
・排出量の算定根拠資料
(排出量計算シートを利用可能)
・クレジット確認資料

個別票
(様式1号)

重点
対策

単独でエネ使用
1,500 kl/年
以上の事業所

重点対策
確認資料
(指針別表 3)

(様式4号)

その他
資料

個別票
(様式1号)

重点
対策

単独でその他ガス
3,000t-CO₂/年
以上の事業所

重点対策
確認資料
(指針別表 3)

(様式5号)

その他
資料

※上記の他、計画書には様式2号、報告書には様式3号の「提出書」を添付



Ⅱ. 「事業活動温暖化対策計画指針」とは

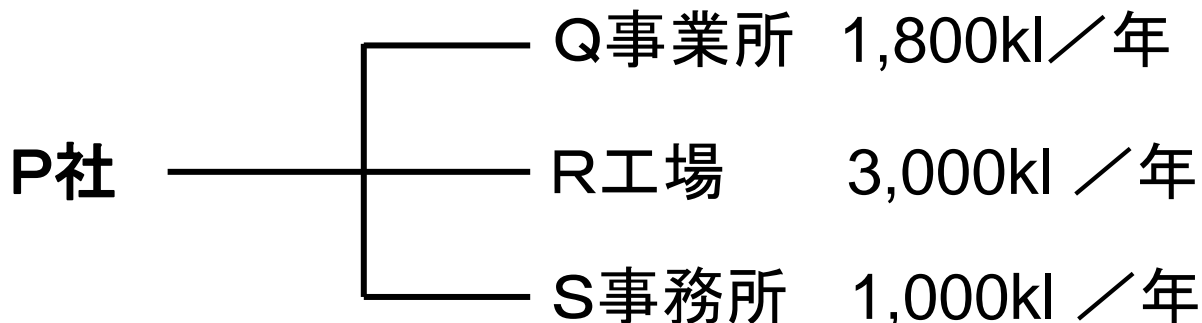
2. 「事業活動温暖化対策計画書」と「実施状況等報告書」

● 「個別票対象工場等」とは(指針2ページ 1(5))

- (1) 原油換算エネルギー使用量が1,500kl 以上の工場等
- (2) その他ガスの排出量合計が二酸化炭素換算で3,000t 以上の工場等

● 個別票対象工場等の注意

条件を満たす工場等ごとに個別票を作成する。



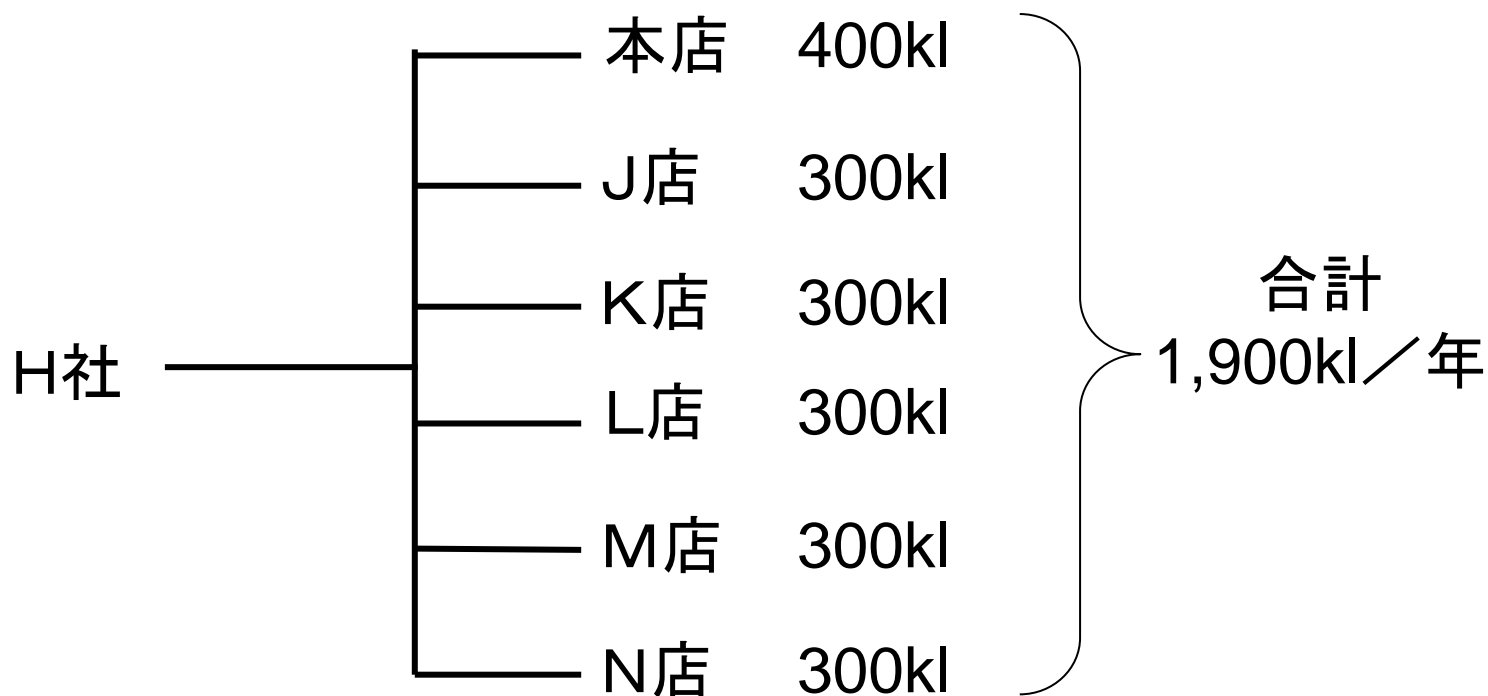
P社は総括票と、2枚の個別票の提出が必要



Ⅱ. 「事業活動温暖化対策計画指針」とは

2. 「事業活動温暖化対策計画書」と「実施状況等報告書」

● 個別票対象工場等の注意

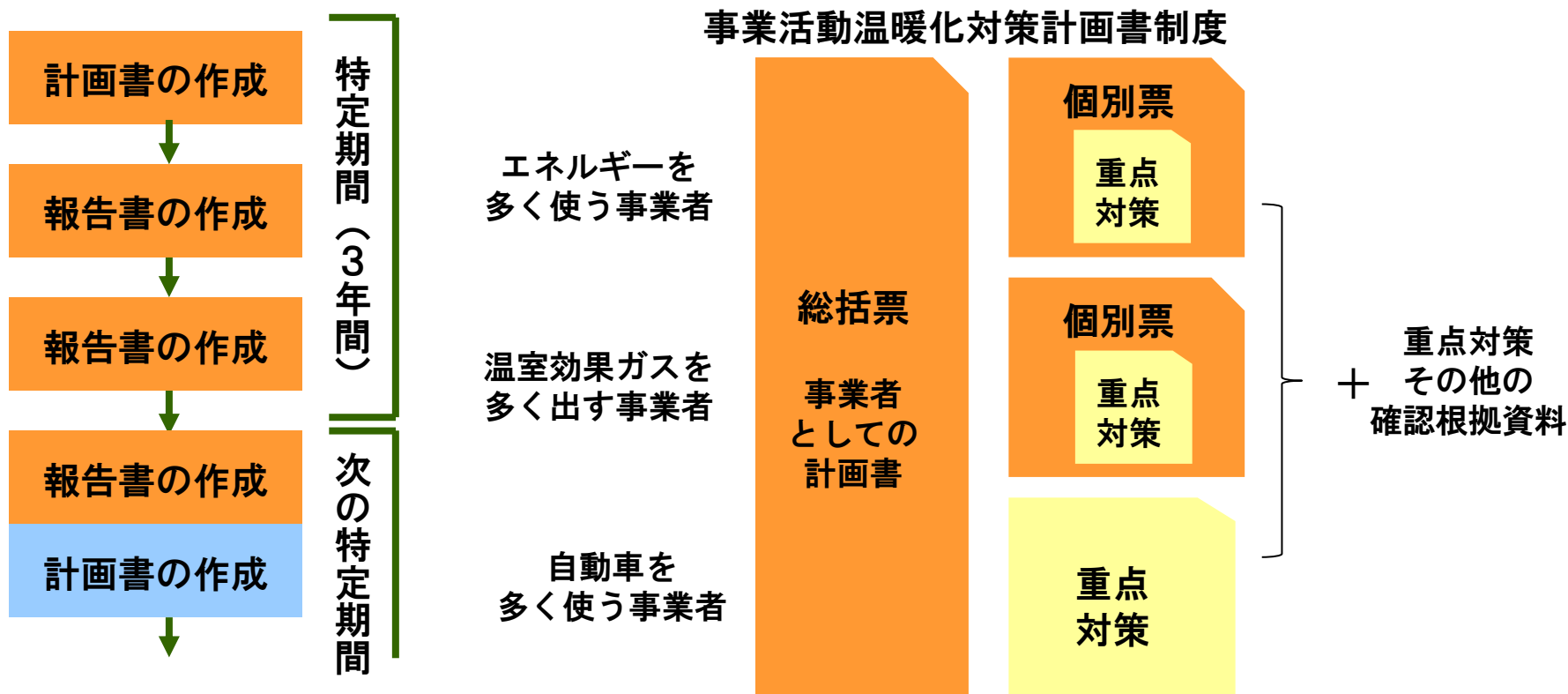


H社は総括票と算定根拠等のその他資料のみ提出が必要
(個別票は不要)



Ⅱ. 「事業活動温暖化対策計画指針」とは

2. 「事業活動温暖化対策計画書」と「実施状況等報告書」



- ①エネルギー使用量と温室効果ガスの要件を満たす場合でも、個別票対象工場を持たない事業者は、**個別票の提出不要**
- ②自動車の台数が200台以上にのみ該当するものは、**個別票の提出不要**
- ③総括票と個別票で**様式が異なる**。
- ④計画書と報告書の**様式は同一（加筆する様式）**



Ⅱ. 「事業活動温暖化対策計画指針」とは

2. 「事業活動温暖化対策計画書」と「実施状況等報告書」

● 「様式1号記載内容」

総括票	個別票
1 事業者等の概要	1 県内の工場等の概要
2 基準年度、計画期間及び報告対象年度	
3 計画書(報告書)の公表方法等	
4 温室効果ガスの排出の量の削減のための基本方針	2 温室効果ガスの排出の量の削減のための基本方針
5の1 温室効果ガスの排出の量の削減のための組織体制	3 温室効果ガスの排出の量の削減のための組織体制
5の2 温室効果ガスの排出の量の削減のための会議体等の名称及び開催頻度	
6の1 エネルギー起源二酸化炭素の排出の量の削減に係る目標及び実績	4の1 エネルギー起源二酸化炭素の排出の量の削減に係る目標及び実績
6の2 エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出の量の削減に係る目標及び実績	4の2 エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出の量の削減に係る目標及び実績
6の3 自動車の使用に伴う二酸化炭素の排出の量の削減に係る目標及び実績	
7 重点対策の実施状況	9 重点対策の実施状況
8 排出の量の削減目標達成のための具体的な措置	5 排出の量の削減目標達成のための具体的な措置
9 再生可能エネルギー源利用設備等の導入計画及び状況	7 再生可能エネルギー源利用設備等の導入計画及び状況
9 再生可能エネルギー源利用設備等の導入計画及び状況(内訳)	
10 再生可能エネルギー電気等及びクレジットの利用の計画及び状況	8 再生可能エネルギー電気等及びクレジットの利用の計画及び状況
11 県内の工場等におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出実績	6 エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出実績
12 県内の工場等におけるエネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出実績	
13 次世代自動車の導入状況	
14 交通対策状況	10 交通対策状況
15 環境配慮活動状況	11 環境配慮活動状況
16 自由記載欄(特に重点的に取り組んだ内容やアピール事項等)	12 自由記載欄(特に重点的に取り組んだ内容やアピール事項等)

※ 記載内容は、第4次計画期間で使用する様式の内容となります。
第3次計画期間で使用している様式と異なりますのでご注意ください。



Ⅱ. 「事業活動温暖化対策計画指針」とは

3. 「重点対策」とは

温室効果ガスの排出の量を削減するために、大きな工場等において進めていただく対策であり、評価の対象となる。

- 「エネルギー使用量1,500kl/年」「その他ガス3,000t以上」該当

個別票の重点対策欄に記載：評価の対象(20点/120点)

- 「自動車」の台数が200台以上」該当

総括票の重点対策欄に記載：評価の対象(20点/120点)

- 4つの段階がある。(Ⅰ⇒Ⅱ⇒Ⅲ⇒Ⅳ)

エネルギー消費量、温室効果ガス排出量、自動車台数の要件毎に基準が設けられている。



Ⅱ. 「事業活動温暖化対策計画指針」とは

3. 「重点対策」とは

① エネルギー使用量の要件を満たす工場等

・条例第12条第1項第1号及び規則第4条第2項第1号該当事業者

段階 (ステップ)	内容
I	ルール(管理標準)策定及び文書化
II	実態把握
III	設備更新計画の策定、非化石エネルギーへの転換に係る計画の策定
IV	設備更新の実施、非化石エネルギーへの転換の実施

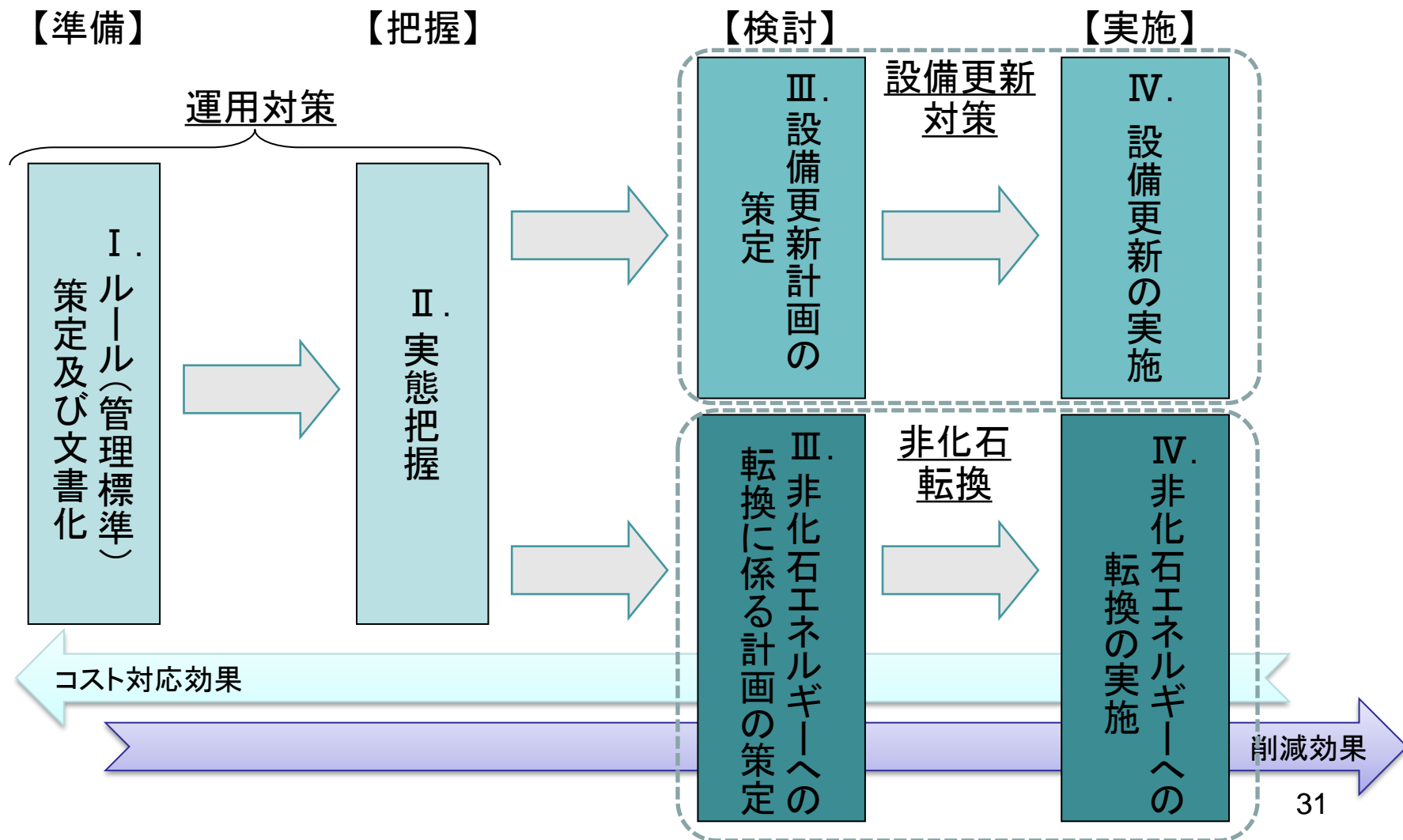
- I. まずは、一定の設備の一定の情報(様式4号)に関するルールを明文化する。
- II. 上記のルールによる設備の管理がなされ、実態(各種情報)を把握している。
- III. 上記の実態把握を踏まえ、対策が検討され効果が見積もられている。
- IV. 上記の検討に基づく対策の実施



Ⅱ. 「事業活動温暖化対策計画指針」とは

3. 「重点対策」とは

① エネルギー消費量の要件を満たす工場等



Ⅱ. 「事業活動温暖化対策計画指針」とは

3. 「重点対策」とは

②その他ガス合計の要件を満たす工場等

・条例第12条第1項第1号及び規則第4条第2項第2号該当事業者

段階 (ステップ)	内容
I	HFC、PFC、SF ₆ 封入機器の管理
II	HFC、PFC、SF ₆ 使用量の把握
III	代替方策の検討等
IV	代替方策の実施等

Ⅱ. 「事業活動温暖化対策計画指針」とは

3. 「重点対策」とは

③自動車台数の要件を満たす事業者

・条例第12条第1項第2号及び規則第4条第3項該当事業者

段階 (ステップ)	内容
I・II	燃料使用量等の定期的な把握、エコドライブの励行
III	次世代自動車の導入計画
IV	次世代自動車の導入

Ⅱ. 「事業活動温暖化対策計画指針」とは

4. 添付資料(計画書・報告書以外の提出物)

● 記載事項の事実確認を客観的に行うための資料

① 排出量の算定根拠資料

⇒「**排出量計算シート**」: 活動量等入力⇒排出量等出力

② クレジットの取得量、オフセット対象範囲、オフセット対象年度等 クレジットに関する取組状況が確認できる資料

⇒「**クレジット等に関する取組状況**」の根拠

③ 重点対策の実施状況が確認できる資料で指針別表3に掲げる もの(ただし、管理標準は除く。)

⇒「**様式4号 管理実態**(照明設備、空調機、熱源設備・・・)」等 (エネ対象)

⇒「**様式5号 現状把握**(冷凍機、消火設備・・・)」等 (その他ガス対象)

④ その他必要な資料



4. 添付資料(提出書類、提出方法)

提出書類(計画書の場合)

名称	対象	備考
事業活動温暖化対策 計画書兼実施状況等 報告書(様式1号総括票)	全ての事業者	電子データ必要
事業活動温暖化対策計 画書提出書(様式2号)	全ての事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者名を記載(県内工場等の代表者も可) ・電子データ必要 ※総括票と同ファイル
事業活動温暖化対策 計画書兼実施状況等 報告書(様式1号個別票)	<ul style="list-style-type: none"> ・原油換算エネルギー使用量が1,500kl/年以上の工場等 ・その他ガスの合計排出量がCO₂換算で3,000t-CO₂/年以上の工場等 	電子データ必要
排出量の算定根拠資料	全ての事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・「排出量計算シート」を利用可能 ・電子データ必要
重点対策の実施状況 確認資料	自動車を200台以上使用する事業者又は個別票を作成した事業者	様式4号、様式5号を含む
クレジットの取得量、オフセット対象範囲・対象年度が確認できる資料	計画書に、グリーンエネルギー証書、非化石証書、J-クレジット制度により創出されたクレジット、県が認証したクレジット(森林CO ₂ 吸収評価認証制度等)を使用した事業者	



4. 添付資料(提出書類、提出方法)

提出書類(報告書の場合)

名称	対象	備考
事業活動温暖化対策計画書兼 実施状況等報告書 (様式1号総括票)	全ての事業者	電子データ必要
事業活動温暖化対策 実施状況等報告書提出書 (様式3号)	全ての事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者名を記載(県内工場等の代表者も可) ・電子データ必要 ※総括票と同ファイル
事業活動温暖化対策 計画書 兼 実施状況等報告書(様式1号 個別票)	<ul style="list-style-type: none"> ・原油換算エネルギー使用量が1,500kl/年以上の工場等 ・その他ガスの合計排出量がCO₂換算で3,000t-CO₂/年以上の工場等 	電子データ必要
排出量の 算定根拠資料	全ての事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・「排出量計算シート」を利用可能 ・電子データ必要
重点対策の実施状況 確認資料	自動車を200台以上 使用 する事業者又は個別票を作成した事業者	様式4号、様式5号を含む
クレジットの取得量、オフセット対象範囲・対象年度が確認できる資料	計画書に、グリーンエネルギー証書、非化石証書、J-クレジット制度により創出されたクレジット、県が認証したクレジット(森林CO ₂ 吸収評価認証制度等)を 使用した事業者	

Ⅱ. 「事業活動温暖化対策計画指針」とは

4. 添付資料(報告書提出時の留意点)

基本的に前年度の提出書類に加筆・修正する方式

重点対策の実施状況確認資料について

○前年度までに提出した資料と全く同じものの再提出は不要

○前年度までに実施済となり確認が済んだ対策については基本的に添付不要だが、同等の施設を増設した場合等、把握している変更があれば反映して添付する

重点対策の実施
状況確認資料
(指針別表3)

(様式4号)

重点対策の実施
状況確認資料
(指針別表3)

(様式5号)

重点対策の実施
状況確認資料
(自動車に係る
もの)
(指針別表3)

Ⅱ. 「事業活動温暖化対策計画指針」とは

5. 評価基準

条例第13条の規定による評価は、

- ① 計画書
- ② 計画期間の初年度から最終年度までの実施状況
等が記載された報告書

について、総括票と個別票それぞれについて
S、AA、A、B、Cの5段階で行う。

(指針 第7)



Ⅱ. 「事業活動温暖化対策計画指針」とは

5. 評価基準

100点満点

評価基準

評価	評価基準	適用対象	
5段階評価	S	85以上	条例第12条第1項第1号該当事業者が提出した計画書及び報告書の総括票
	AA	70以上85未満	
	A	50以上70未満	
	B	30以上50未満	
	C	30未満	
5段階評価	S	105以上	・ 条例第12条第1項第2号該当事業者が提出した計画書及び報告書の総括票 ・ 条例第12条第1項第1号該当事業者が提出した計画書及び報告書の個別票
	AA	85以上105未満	
	A	60以上85未満	
	B	35以上60未満	
	C	35未満	

120点満点



Ⅱ. 「事業活動温暖化対策計画指針」とは

5. 評価基準

表. 令和2(2020)年度提出報告書(総括票) **第2次実績の評価**
評価結果 (エネルギー起源CO₂排出事業者のみ)

基準点数	評価	事業者数	構成比(%)
85以上	S	11	3.5
70以上85未満	AA	111	35.2
50以上70未満	A	53	16.8
30以上50未満	B	49	15.6
30未満	C	91	28.9
合計		315	100.0

Ⅱ. 「事業活動温暖化対策計画指針」とは

5. 評価基準

表. 令和2(2020)年度提出計画書(総括票) **第3次計画の評価**
 評価結果 (エネルギー起源CO₂排出事業者のみ)

基準点数	評価	事業者数	構成比(%)
85以上	S	5	1.7
70以上85未満	AA	57	19.2
50以上70未満	A	160	53.9
30以上50未満	B	44	14.8
30未満	C	31	10.4
合計		297	100.0